

藤枝市への転出者に係る傾向分析

1. はじめに

平成 24 年から平成 27 年に島田市から藤枝市に転出した者（1,676 人）の傾向を探るため、市民課における転出者のデータを参考に分析し、今後の市の取組みの参考とする。

※島田市の転出者数 平成 24 年：474 人、平成 25 年：467 人、平成 26 年：362 人、平成 27 年：373 人

2. 島田市から藤枝市への転出（転出先）

過去 4 年間に於ける島田市から藤枝市の行政区別転出先については、規則性は見られず、藤枝市全域に亘って転出している。転出先の上位 10 行政区は、下表（参考：図 1）のとおりとなる。

転出先	転出者(人)				
	H24	H25	H26	H27	総計
藤枝市南駿河台6丁目	18	5	17	18	58
藤枝市高柳1丁目	21	13	4	12	50
藤枝市田沼4丁目	7	9	9	19	44
藤枝市時ヶ谷	9	21	3	10	43
藤枝市駅前1丁目	16	8	10	6	40
藤枝市下之郷	21	9	5	5	40
藤枝市上青島	4	8	10	13	35
藤枝市水守	11	9	8	4	32
藤枝市駅前3丁目		17	12	2	31
藤枝市青葉町4丁目	12	14	2	3	31

10 行政区で 404 人
全体の約 24%

3. 島田市から藤枝市への転出（転出元）

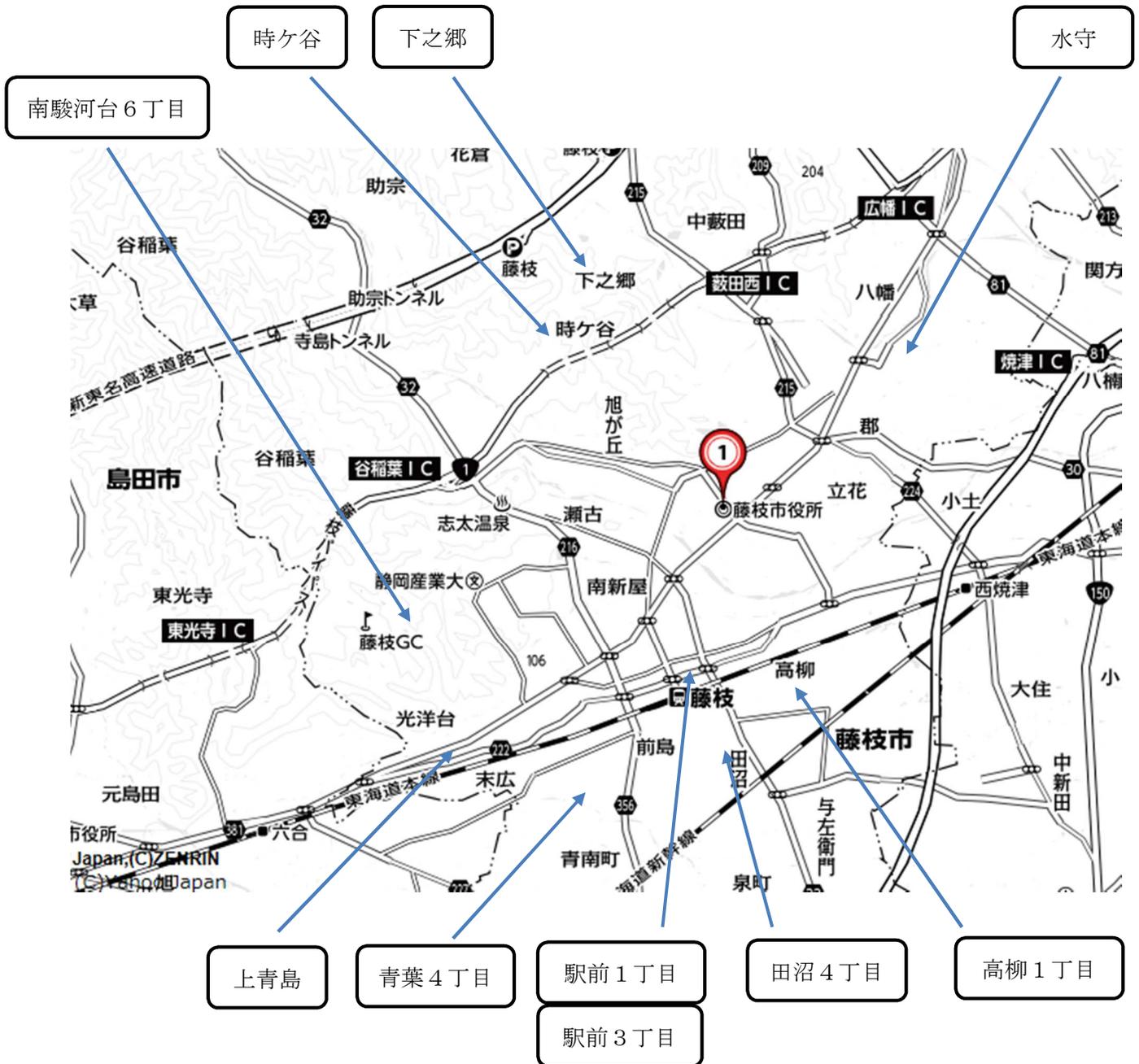
一方、過去 4 年間に於ける島田市から藤枝市の行政区別転出元については、下表のとおりとなっており、距離的に藤枝市に近い地域が多い傾向がうかがえる。

なお、上位 10 行政区の転出者全体（4 年間で 1,676 人）に占める割合は、約 37%となっている。

転出元	転出者(人)				
	H24	H25	H26	H27	総計
東町	68	53	36	34	191
岸	19	23	14	16	72
道悦四丁目	16	14	10	19	59
元島田	22	12	9	14	57
旭三丁目	20	18	6	9	53
阿知ヶ谷	18	9	5	12	44
井口	10	12	9	10	41
旭二丁目	3	9	22	4	38
御仮屋町	11	7	8	11	37
大柳	11	10	5	10	36

10 行政区で 628 人
全体の約 37%

【図1】藤枝市への転出先（平成24～27年）



4. 島田市と藤枝市との都市比較

島田市と藤枝市との都市を比較したものが下表となる。

特に市の施策として実施している事業に差異は認められず、子育て世帯に対する施策である「結婚・育児」についても、両市ともほぼ同じ内容となっている。

■島田市と藤枝市との都市比較

(1) 統計データ

項目		島田市	藤枝市
国勢調査	総人口	100,276 人	142,151 人
	人口増減率(2005年/2010年)	98.2%	100.1%
	人口増減率(2000年/2005年)	99.5%	100.2%
	人口(男)	48,876 人	69,484 人
	人口(女)	51,400 人	72,667 人
	人口性比(男/女)	95.1%	95.6%
	世帯数	33,238 世帯	49,622 世帯
	昼間人口	93,690 人	129,928 人
住民基本台帳	人口総数	100,441 人	146,609 人
	年少人口率(15歳未満)	12.92%	13.33%
	生産年齢人口率(15~64歳)	58.10%	59.31%
	高齢人口率(65歳以上)	28.98%	27.36%
	人口1,000人当たりの人口増減数	-4.76 人	-0.79 人
	外国人人口数	962 人	1,367 人
	転入者数	2,666 人	4,801 人
	転入率(人口1,000人当たり)	(26.54 人)	(32.75 人)
	転出者数	2,752 人	4,452 人
	転出率(人口1,000人当たり)	(27.40 人)	(30.37 人)
	出生数	755 人	1,097 人
	出生率(人口1,000人当たり)	(7.52 人)	(7.48 人)
	死亡数	1,168 人	1,491 人
	死亡率(人口1,000人当たり)	(11.63 人)	(10.17 人)
婚姻件数	432 件	692 件	
婚姻率(人口1,000人当たり)	(4.30 件)	(4.72 件)	
離婚件数	119 件	250 件	
離婚率(人口1,000人当たり)	(1.18 件)	(1.71 件)	
面積	総面積	315.70k m ²	194.06k m ²
	可住地面積	106.17k m ²	101.49k m ²
	可住地人口密度	944 人/k m ²	1,401 人/k m ²
行財政	歳入額 (人口1人当たり)	38,329,338 千円 (382 千円)	48,671,230 千円 (332 千円)
	歳出額 (人口1人当たり)	37,053,794 千円 (369 千円)	45,793,798 千円 (312 千円)
	地方税 (人口1人当たり)	14,464,500 千円 (144 千円)	21,000,087 千円 (143 千円)
	地方債現在高 (人口1人当たり)	43,244,173 千円 (431 千円)	46,786,818 千円 (319 千円)
	財政力指数	0.76	0.85
	実質公債費比率	8.8%	11.8%
	将来負担比率	25.0%	45.9%
	経常収支比率	91.6%	84.9%
	地方交付税依存度	15.5%	8.6%
	人口1人当りの公共事業費	61 千円	35 千円
	人件費比率	18.0%	13.1%
	市区職員総数 (人口1,000人当たり)	761 人 (7.58 人)	645 人 (4.40 人)
	ラスパイレス指数	98.0	101.2
	一般行政職員平均給料(月額)	328,200 円	330,500 円
市区長の給料(月額)	870,000 円	900,000 円	

(2) 特色

項目		島田市	藤枝市
体制	市区の種類	農業都市・スポーツ都市	農業都市・住宅都市
	都市宣言	男女共同参画宣言都市 交通安全宣言都市 平和都市宣言	交通安全都市宣言 世界連邦平和都市宣言 非核平和都市宣言 すこやか・緑園都市宣言 もったいない都市宣言
	友好・姉妹・親善都市他	富山県・氷見市 アメリカ・リッチモンド市 スイス・ブリエンツ町 中国・湖州市 アメリカ・ハートフォード市	石川県・白山市 岐阜県・恵那市 埼玉県・深谷市 神奈川県・川崎市多摩区 福岡県・福岡市 沖縄県・宮古島市 韓国・楊州市 オーストラリア・ペンリス市
	特産・名産物	茶 パラ 露地みかん ハウスミカン レタス 木工製品 志戸呂焼 葛布 和菓子 しいたけ ガーベラ 自然薯	しいたけ 藤枝茶 地酒 染飯(そめいい郷土料理) 藤枝花火 雛人形 藤枝だるま 藤枝桐箆笥 みかん たけのこ 朝比奈玉露 朝ラーメン 藤枝スイーツ せとやコロッケ おかべ焼きそば
	主な祭り・行事	島田大祭 しまだ大井川マラソン 金谷茶まつり かわね桜まつり 島田蕎麦まつり 野守まつり 大井川花火大会 ばらの丘フェスティバル	ふじえだマラソン 金比羅山・瀬戸川桜まつり 藤まつり 白ふじの里ほたるまつり 藤枝花火大会 灯ろう流し 全国PK選手権大会 藤枝大祭り 成田山火渡り 高根白山神社・古代神楽 滝ノ谷不動峡・もみじまつり 滝沢八坂神社田遊び 藤枝リハビリ駅伝 朝比奈大龍勢 若宮八幡宮かみ ころばし 神神社・山の神祭 東海道藤枝宿・岡部宿 いきいきまつり 岡部宿街道文化まつり て～しゃ ばストリート105 藤枝ファンタジックイルミネーション ルミスタ 藤枝フードスマイルフェスティバル 藤枝フ レッシュミュージックフェスティバル
	出身著名人	岸本加世子 別所哲也	小川国夫・藤枝静男(作家) 村越化石(俳人) 加藤まさを(抒情画家・詩人) 杉村孝(石彫家) 村松誠(イラスト) 上田毅八郎・北村さゆり(画家) 江代充(詩人) 松谷卓(作曲家) 沖六鵬(書家) 第6代目吉村伊十郎(長唄の名人) 名和浩・山田 暢久・長谷部誠・中山雅史(サッカー)
	市区独自の取り組み	スポーツ・文化合宿補助 家族と地域の時間づく り事業 サタデーオープンスクール運営事業	4K(健康、教育、環境、危機管理)施策の推進【健 康】ふじえだ健康マイレージ(健康的な生活行動の 意識付けと継続・定着化支援) ふじえだ健康スポッ ト20選【教育】ふじえだ教師塾事業(学生、社会人及 び講師、2～3年目の教員を対象)小中連携ドリーム プラン事業(9年間で子どもたちの夢や希望を育てる 地域の特色を活かした活動や研修を実施)【環境】 生ごみの資源(堆肥)化推進事業 エコアクション 認定取得登録料全額補助【危機管理】公共施設の 耐震化100%
	ふるさと納税に 対する取り組み	島田市の振興に必要な経費の財源に充てるため、 「島田市ふるさと応援基金」として積み立て管理して いる。寄付者に対するお礼として、2014年7月4日 から市の特産品等の記念品を送付している。	使い道は、納税者が藤枝市の推進する取り組みに ついて選択、その事業に充当する。特典は、1万円 を超える寄付について市の地場産品(地酒、椎茸、 お茶等)を贈呈。
気候	年間平均気温 年間降水量 年間日照時間	15.8℃ 2189.5mm 2074.0 時間	16.4℃ 2106.8mm 2049.6 時間
産業	工業製造品出荷額等 小売・卸売業商品販売額	32,227 千万円 12,087 千万円	38,598 千万円 24,225 千万円
情報配信サービス	メール配信 Twitter Facebook	なし あり あり	なし あり あり

(3) 生活・公共料金

項目		島田市	藤枝市
公共料金	ガス料金 (22 m ³ 使用した場合の月額)	島田瓦斯 5,451 円 東海ガス 5,289 円	東海ガス 5,289 円
	水道料金 (口径 20mm で 20 m ³ の月額)	大井上水道企業団 2,248 円	藤枝市(水道事業地区) 2,700 円
		島田市 2,198 円	藤枝市(簡易水道事業地区) 1,835 円
		島田市(簡易水道) 2,198 円	
	下水道料金(20m ³ を使用した 場合の月額)	島田市 2,550 円	藤枝市 2,268 円
住民票交付手数料	300 円	300 円	
ごみ・インフラ	ごみ年間総排出量	34,503t	37,098t
	1人1日当たりの家庭ごみ排出量	781g	555g
	ごみのリサイクル率	21.00%	23.00%
	家庭ごみ収集	無料	無料
	指定ごみ袋の価格	市場価格	-
	家庭ごみの分別方法	4分別 12 種〔可燃ごみ、不燃ごみ(子型家電リサイクル法対象品含む)、資源ごみ(古紙、牛乳パック、ペットボトル、白色トレイ、空ビン、せともの・ガラス等、蛍光灯・電球、乾電池、古布類)、使用済み食用油〕	21 分別
	家庭ごみ戸別収集	実施(ふれあい収集)	未実施
	資源ごみ回収奨励金制度	あり	なし
	粗大ごみ収集	あり	あり
	粗大ごみ収集-備考	戸別収集	-
	生ごみ処理機助成制度	あり	あり
	生ごみ処理機助成金額(上限)	30,000 円	30,000 円
	生ごみ処理機助成比率(上限)	33%	33%
	下水道普及率	10.5%	41.8%
安心・安全	建物火災出火件数	11 件	17 件
	(人口 10,000 人当たり)	(1.10 件)	(1.20 件)
	刑法犯認知件数	420 件	681 件
	(人口 1,000 人当たり)	(4.19 件)	(4.79 件)
	ハザード・防災マップ	あり	あり
	地震・防災危険度マップ	なし	あり
	防災・防犯メール配信	あり	あり
	防災・防犯Twitter	あり	なし
	自主防災組織への助成	あり	あり
自主防災組織への支援	あり	あり	
居住・文化	公民館数	3館	11 館
	郵便局数	17 局	18 局
	百貨店・総合スーパー数	1店	2店
	都市公園数	119 箇所	117 箇所
	都市公園総面積	913,600 m ²	1,066,700 m ²
	1人当たりの都市公園面積	10.15 m ²	7.67 m ²
	図書館数	3館	3館
	分館数	6館	10 館
	移動図書館数	0台	1台
	蔵書数	390,813 冊	538,862 冊
	(人口1人当たり)	(3.90 冊)	(3.79 冊)
音声・映像資料等数	10,841 点	10,529 点	

(4) 結婚・育児

項目	島田市	藤枝市
結婚祝い	なし	あり
結婚祝い-備考	-	記念樹を贈呈。
妊娠・出産祝い	なし	あり
妊娠・出産祝い-備考	-	記念樹を贈呈。
妊婦健診費助成/助成回数上限	19回(含:検査5回)	14回
貴市区独自の助成制度等		
妊婦健診費助成/助成合計上限	91,200円	91,200円
子育て関連の独自の取り組み	(1)子育て支援情報をまとめたカレンダーの発行、(2)子育てコンシェルジュの配置、(3)妊娠中、出産後間もない子どもを持つ母親への育児サポーター派遣、(4)子育て支援団体が連携を図るネットワークの運営、(5)児童および保護者の交流や保育士および保健師による育児相談実施団体への交付金の支給、(6)結婚から育児までの幅広い支援をする「地域おせっかい人」の養成、(7)プレイルームを保有する「子ども館」の運営	(1)育児サポーター派遣事業(出産後間もないお母さんが安心して子育てができるように保育士が家庭訪問、育児支援・相談を行う。生後180日40時間までが利用期間・時間数)、(2)市民による子育て支援事業(藤枝おやこ館)(民間商業施設を活用した子育て支援施設。市民グループ(ボランティア)による運営)、(3)赤ちゃん駅(子育て家庭が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換ができるスペースを商業施設や公共施設に設置)
チャイルドシート支援制度	なし	なし
乳幼児・子ども医療費助成(通院)対象年齢	中学校卒業まで	中学校卒業まで
乳幼児・子ども医療費助成(通院)自己負担	自己負担あり	自己負担あり
乳幼児・子ども医療費助成(通院)自己負担-備考	小学校就学前までは、1回500円、月2回までの自己負担あり。小・中学生は、1回500円、月4回までの自己負担あり。	1回500円、月4回までの自己負担あり。500円未満はその金額を自己負担。
乳幼児・子ども医療費助成(通院)所得制限	所得制限なし	所得制限なし
乳幼児・子ども医療費助成(入院)対象年齢	中学校卒業まで	中学校卒業まで
乳幼児・子ども医療費助成(入院)自己負担	自己負担あり	自己負担あり
乳幼児・子ども医療費助成(入院)自己負担-備考	小・中学生は、1日500円の自己負担あり。小学校就学前までは、自己負担なし。	1日500円の自己負担あり。
乳幼児・子ども医療費助成(入院)自己負担-入院時食事療養費の標準負担額	入院時食事療養費の標準負担額の自己負担あり。	入院時食事療養費の標準負担額の自己負担あり。
乳幼児・子ども医療費助成(入院)所得制限	所得制限なし	所得制限なし
公立保育所数	3所	3所
0歳児保育を実施している公立保育所	3所	3所
公立保育所定員数	350人	295人
公立保育所在籍児童数	307人	245人
私立保育所数	14所	12所
0歳児保育を実施している私立保育所	14所	12所
私立保育所定員数	1,335人	1,240人
私立保育所在籍児童数	1,451人	1,206人
保育所入所待機児童数	11人	5人

結婚・育児

(5) 教育

項目		島田市	藤枝市
幼稚園	公立幼稚園数(国立を含む)	0園	0園
	私立幼稚園数	8園	20園
	園児数	1,310人	2,607人
	公立幼稚園の有無	なし	なし
	公立幼稚園の入園料・保育料減免	なし	なし
	私立幼稚園補助金(入園料)	なし	なし
	私立幼稚園補助金(保育料)	なし	なし
小学校	小学校数	18校	17校
	小学校児童数	5,279人	7,803人
	公立小学校1学級当たりの平均児童数	25.1人	26.4人
	公立小学校の学校選択制	一部実施(小規模特認校)	未実施
	教育用コンピュータ1台当たりの児童数	13.8人	7.2人
	光ファイバー回線によるインターネット接続率	77.80%	100.0%
	30bp以上の回線によるインターネット接続率	94.4%	100.0%
	デジタル教科書の整備率	22.2%	5.9%
	電子黒板のある学校の割合	100.0%	11.8%
中学校	中学校数	8校	12校
	中学校生徒数	2,917人	4,042人
	公立中学校1学級当たりの平均生徒数	26.1人	28.4人
	公立中学校の学校選択制	未実施	未実施
	教育用コンピュータ1台当たりの生徒数	8.8人	6.1人
	光ファイバー回線によるインターネット接続率	85.7%	100.0%
	30bp以上の回線によるインターネット接続率	85.7%	100.0%
	デジタル教科書の整備率	14.3%	0.0%
小中学校	電子黒板のある学校の割合	100.0%	20.0%
	公立小中学校の耐震化率	98.1%	100.0%
	学校給食	【小学校】完全給食 【中学校】完全給食	【小学校】完全給食 【中学校】完全給食
高等学校	学校給食民間委託	一部で導入	なし
	高等学校数	5校	6校
	高等学校生徒数	3,026人	4,240人

(6) 医療・福祉

項目		島田市	藤枝市
健康・医療	一般病院総数	1所	4所
	一般病床数(人口10,000人当たり)	467床(46.49床)	677床(46.18床)
	一般診療所総数	65所	97所
	歯科診療所総数	38所	57所
	医師数(人口10,000人当たり)	157人(15.63人)	270人(18.42人)
	内科医師数	40人	55人
	小児科医指数(小児人口10,000人当たり)	16人(12.33人)	30人(15.35人)
	外科医師数	14人	25人
	産婦人科医師数(15~49歳女性人口10,000人当たり)	2人(1.06人)	8人(2.77人)
	歯科医師総数	50人	67人
	小児歯科医師数(小児人口10,000人当たり)	14人(10.78人)	33人(16.88人)
高齢者福祉	介護保険料基準額(月額)	4,550円	4,980円
	老人ホーム定員数(65歳以上人口100人当たり)	740人(2.54人)	581人(1.45人)

(7) 土地・住宅

項目		島田市	藤枝市
土地	土地平均価格(住宅地)	53,082 円/㎡	60,750 円/㎡
	土地平均価格(商業地)	63,675 円/㎡	76,660 円/㎡
住宅取得支援新築建築	利子補給制度	あり	あり
	利子補給条件/備考等	(a)市内に居住している勤労者が自分の住む住宅を新築および購入するとき。延べ床面積 185 ㎡以下。 (b)利子補給の対象融資額 300 万円まで。(c)利子補給期間の率は、10 年間、約定支払利息の 1/2 支給。	利子補給ではなく、貸付制度はあり。【勤労者住宅建設資金貸付金】住宅取得時(新築、中古購入、増改築等)に 1,200 万円を上限に年 0.7%(5年固定)で貸し付けを実施。
	補助/助成金制度	あり	なし
	補助/助成金上限金額	50 万円	-
	補助/助成金条件/備考等	市に登録した特定建築業者によって、居住用の一戸建ての木造住宅を建築する者。延べ面積 50 ㎡以上で大井川流域産材を木材使用量の 45%以上使用した場合。5,000 円/㎡。ただし、限度額 50 万円。	-
住宅取得支援新築購	利子補給制度	あり	あり
	利子補給条件/備考等	(a)市内に居住している勤労者が自分の住む住宅を新築および購入するとき。延べ床面積 185 ㎡以下。 (b)利子補給の対象融資額:300 万円まで。(c)利子補給期間の率:10 年間、約定支払利息の 1/2 支給。	利子補給ではなく、貸付制度はあり。【勤労者住宅建設資金貸付金】住宅取得時(新築、中古購入、増改築等)に 1,200 万円を上限に年 0.7%(5年固定)で貸し付けを実施。
	補助/助成金制度	なし	なし
住宅取得支援中古購	利子補給制度	あり	あり
	利子補給条件/備考等	(a)市内に居住している勤労者が自分の住む住宅を購入するとき。延べ床面積 185 ㎡以下。(b)利子補給の対象融資額:300 万円まで。(c)利子補給期間の率:10 年間、約定支払利息の 1/2 支給。	利子補給ではなく、貸付制度はあり。【勤労者住宅建設資金貸付金】住宅取得時(新築、中古購入、増改築等)に 1,200 万円を上限に年 0.7%(5年固定)で貸し付けを実施。
	補助/助成金制度	なし	なし
住宅支援増築・改築・改修	利子補給制度	あり	あり
	利子補給条件/備考等	(a)市内に居住している勤労者が自分の住む住宅を増改築するとき:増改築前の既存建物が 185 ㎡以下で、今回増改築する面積が 50 ㎡以下(b)利子補給の対象融資額:300 万円まで。(c)利子補給期間の率:10 年間、約定支払利息の 1/2 支給。	利子補給ではなく、貸付制度はあり。【勤労者住宅建設資金貸付金】住宅取得時(新築、中古購入、増改築等)に 1,200 万円を上限に年 0.7%(5年固定)で貸し付けを実施。
	補助/助成金制度	あり	あり
	補助/助成金上限金額	70 万円	60 万円
	補助/助成金条件/備考等	1981 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震補強工事に対し、上限 50 万円(高齢者世帯は 70 万円)の補助金を交付する。	1981 年 5 月 31 日以前に建築(もしくは工事中)の木造在来工法で、耐震評点 10 未満の住宅が対象。補強工事後の耐震評点が 1.0 以上かつ 0.3 以上上げる工事費用について、上限 40 万円を補助。高齢者世帯の場合 20 万円を加算。
太陽光発電補助制度	太陽光発電補助・都道府県の助成内容	「平成 28 年度住宅用太陽光発電設備補助金」1kwあたり1万円の補助。上限金額4万円。既築住宅が対象。	「平成 28 年度住宅用太陽光発電設備補助金」1kwあたり1万円の補助。上限金額4万円。既築住宅が対象。
	太陽光発電補助・都道府県の助成制度申請期間	2016/4/13~2017/2/13	2016/4/13~2017/2/13
	太陽光発電補助・市区の助成内容	「平成 28 年度住宅用太陽エネルギー利用設備設置事業費補助金」1kwあたり 1.5 万円の補助。	「平成 28 年度藤枝市太陽光発電システム設置費補助金」1kwあたり1万円の補助。
	太陽光発電補助・市区の助成制度申請期間	2016/4/1~2017/3/31	2016/6/1~2017/3/31
住宅支援その他	移住支援制度	【島田市に住もう応援奨励金】静岡県外から島田市に移住し、住宅を取得された方に奨励金を交付する。	「藤枝市空き家バンク」による情報提供を実施。空き家バンクを活用した移住に対する物件の改修費用や引越費用等について一部助成(対象経費の 1/2 以内。上限最高 50 万円。諸条件あり。)

5. 藤枝市が実施した転入・転出アンケート調査

藤枝市は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日にかけて、市民課等の窓口において、転入・転出アンケートを実施し、その回答結果から、転入者の転入の理由については、以下の結果となった。（回収結果：回答数 3,645 件（転入者 2,024 件、転出者 1,621 件））

（複数回答可）

選択肢	回答数(件)	割合(%)
職場や学校が近くにある	517	18.8
親・子ども・友人が近くにいる	358	13.0
実家に戻る	324	11.8
交通の便がよい	292	10.6
その他	217	7.9
地震や津波などの心配がない	213	7.7
買い物が便利	207	7.5
住宅価格や家賃が手頃である	169	6.1
自然環境や景色がよい	142	5.2
治安がよい	78	2.8
教育や文化的な環境がよい	64	2.3
子育てに適している	61	2.2
街並みが美しい	48	1.7
元気・活気がある	26	0.9
医療や福祉の環境がよい	20	0.7
情報誌等を見て住みたいと感じた	18	0.7

※割合は、回答数の合計に対する各選択肢の回答数の割合を示しています。

6. まとめ

両市の施策に特段異なる差異が認められない状況や、島田市から藤枝市への転出傾向に一定の規則性も見出せないことから、島田市から藤枝市に転出する傾向について、分析してみると、上記5に掲げた藤枝市のアンケート結果がその傾向を物語っていると考えられる。

藤枝市への転入理由	検証
職場や学校が近くにある	・平成 26 年経済センサスー基礎調査によると、平成 26 年度の第二次産業及び第三次事業所数は、藤枝市が 6,218 事業所に対し、島田市は 4,559 事業所となっており、藤枝市の雇用が多いことがうかがえる。
親・子供・友人が近くにいる	・個人の事情によるところが大きいため、検証に値しない。
実家に戻る	・個人の事情によるところが大きいため、検証に値しない。
交通の便が良い	・静岡県中部地区は静岡市中心部を核に、通勤・通学・買い物などの人の流れがある。このため、静岡市から距離的に近い藤枝市に地理的優位性がある。
地震や津波など災害の心配がない	・津波については両市とも影響はないと考える。 ・焼津・牧之原市等からの島田市への転入者は多いため、この点については、藤枝市と差異はないと考えられる。
買い物が便利	・平成 24 年経済センサスー活動調査によると、平成 24 年時点の小売業事業所数は、藤枝市が 972 店に対し、島田市は 777 店となっている。また、同調査の小売業年間商品販売額は、藤枝市が 1,096 億円に対し、島田市が 610 億円となっており、藤枝市が店舗数、販売額とも島田市を大きく上回っている。 ・このようなことから、買い物に対する利便性は藤枝市が高いと考える。

【資料5】「藤枝市への転出者に係る傾向分析について」の資料出典について

【資料5】については、次のインターネットサイトに掲載されている数値等をそのまま使用しています。数値等の出典、時点等がそれぞれ異なりますので、以下をご確認いただくとともに、最新の数値等と異なる場合があることをあらかじめご承知おきください。



行政・地域データ調査について

『生活ガイド.com』で提供する地域情報コンテンツは、「すでにお住まいの人、これから新しく住民になる人に、地域を理解し、好きになってもらいたい」という趣旨で、調査・収集して提供されています。

弊社では全国の市区役所へ調査票を送付し、行政サービスや様々な地域データについて調査協力をいただいております。項目によっては、市区ごとに未回答や非公表の場合があります。

また、調査後に制度や数値に変更・追加のあった場合は適宜修正を加えておりますが、最新性を保証するものではありません。最新の情報につきましては、各市区役所まで直接お問い合わせの上ご確認ください。

市町村合併対応について

当サイトでは、2016年4月1日までの市区町村合併に対応しています。数値情報である統計データは対象の市町村分を合算して集計していますが、条例など旧自治体制度の移行期間により、詳細な情報を掲載できないケースもあります。

合併に伴う制度の変更や条例の改正については、適宜修正を行ってまいりたいと考えておりますが、スケジュールに関しましては未定でございます。

国勢調査

総人口・世帯数

総務省統計局「国勢調査(全国・都道府県・市区町村別人口)」2010年(確報値)。なお、世帯数は一般世帯数とする。

人口(男)・人口(女)

総務省統計局「国勢調査(全国・都道府県・市区町村別人口)」2010年

人口増減率

2000年、2005年および2010年の総務省統計局「国勢調査(全国・都道府県・市区町村別人口)」より算出。

昼間人口

総務省統計局「国勢調査」2010年

他の市区町村からの買い物客などの非定期的な移動者は含まない。

国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人を対象とする国の最も基本的な統計調査である。国内の人口や世帯の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を提供する役割を担っている。10年ごとに大規模調査(22項目)、その中間年に簡易調査(17項目)が実施されている。

参考:総務省統計局「国勢調査に関するQ&A」 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm>

[ページトップへ](#)

住民基本台帳

人口総数・年少人口率・生産年齢人口率・高齢人口率・人口1000人当たりの人口増減数・外国人人口数・転入者数・転出者数・出生数・死亡数

総務省「住民基本台帳人口・世帯数」2016年1月1日現在

年少人口率、生産年齢人口率、高齢人口率は、年齢階級別人口からそれぞれ算出。

婚姻件数・離婚件数

厚生労働省「人口動態調査」2014年12月31日現在

[ページトップへ](#)

面積・気候

総面積・可住地面積

国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市区町村別面積調」

総面積には、湖沼の面積も含む。なお、北方地方(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島)及び竹島(島根県)を除いた地域の面積を使用している。

可住地面積とは、総面積から林野面積および湖沼面積を引いた、人が住み得る土地の面積を指す。なお、林野面積とは、森林面積と森林以外の草生地面積の合計。主要湖沼とは、面積1km²以上の湖沼で、かつ、人造湖以外の湖沼で、埋め立て、干拓等によって陸地化した区域を差し引いたもの。

可住地面積人口密度

人口密度とは、単位面積当りに居住する人の数により定義される値。当サイトでは、この単位面積を林野や湖沼を除いた可住地面積として算出している。

年間平均気温・年間降水量・年間日照時間

気象庁「メッシュ平年値 2010年」

当サイトでは、各市区の代表座標を市区役所の所在地と設定し、該当するメッシュの値から抽出している。

[ページトップへ](#)

行財政

歳入額・歳出額・地方税・地方債現在高・地方交付税依存度・1人当たり公共事業費・人件費比率・市区職員総数

総務省「地方財政状況調査関係資料」平成26年度(2015年3月31日)

地方交付税依存度とは、歳入に占める国からの地方交付税の割合で、大きければ自治体の自主財源がそれだけ不足しているということを表す。

1人当たり公共事業費とは、道路、学校、公園などの公共施設の建設や用地取得などの投資的経費である普通建設事業費の住民1人当たりの額。

人件費比率とは歳出に占める人件費の割合。

財政力指数・実質公債費比率・将来負担比率・経常収支比率

総務省「地方財政状況調査関係資料」平成26年度(2015年3月31日)

財政力指数とは、地方自治体の財政力を示す指標で、高いほど自主財源の割合が高く財政力のある団体といえる。1.0を上回る自治体には地方交付税交付金が支給されない。

実質公債費比率とは、自治体の債務の今年の返済額の大きさを示し、過去3年の平均を使用。25%以上だと、健全化が必要な市町村とされる。

将来負担比率とは、債務が財政規模(自治体が自由に使えるお金)の何倍かを示す指標で、将来負担の見込みを表す。350%以上で健全化が必要な市町村とされる。

なお、充当可能財源等が将来負担額を上回っている自治体については、0.0を表示している。

経常収支比率とは、自治体が自由に使える収入のうち、どの程度の割合を義務的に使わなければならないかを示す。95%以上だと要注意。

ラスパイレス指数

総務省「地方公務員給与の実態調査」平成27年度(2015年4月1日現在)

ラスパイレス指数とは、一般行政職について地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものの。

一般行政職員の平均給料・市区長の給料

総務省「地方公務員給与の実態調査」平成27年度(2015年4月1日現在)

[ページトップへ](#)

産業・体制

工業製品出荷額等

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査 製造業(市区町村編)」

小売・卸売業商品販売額

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査 卸売業、小売業 産業編(市区町村表)」

[ページトップへ](#)

公共料金

ガス料金

経済産業局調べ。なお、一部独自調査により算出したデータを掲載。

22m³使用した場合の月額料金。8%の税込金額。

供給会社によって供給されるガスの熱量が異なり、単純に使用量での計算では比較できないため、同一熱量となる使用量における料金とする。

水道料金

口径別 20mm、または用途別一般・家事用で、20m³を使用した場合の月額税込料金（メーター使用料があればこれを含む）。8%の税込金額。

水道料金は、地域によって口径別料金体系と用途別料金体系があり、口径別の場合は口径 20mm の料金、用途別の場合は一般・家事用の料金とする。ただし、一部で口径 20mm の基本水量が 100m³ の地域があり、その地域に関しては口径 13mm の料金とする。また、2ヶ月毎払いの地域に関しては、2ヶ月で 40m³を使用した場合の料金を2で除した額とする。8%の税込み金額。

下水道料金

20m³を使用した場合の月額料金。8%の税込金額。

[ページトップへ](#)

ごみ・インフラ

ごみ年間総排出量・1人1日当たりの家庭ごみ排出量・ごみのリサイクル率

環境省「一般廃棄物処理実態調査」平成 26 年度

全人口に係る総排出量をいい、自家処理に係るものの実績が把握しにくい時は、自家処理対象推定人口に、1人年間 365kg を排出するものとして算出。

リサイクル率とは、総収集量のうち資源の占める割合をいう。

リサイクル率(%) = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ごみの総処理量 + 集団回収量) × 100

なお、東京都 23 区については、公表データが東京都 23 区全体の数値となっているため、ごみ年間総排出量は人口により按分した数値を、1人1日当たりの家庭ごみ排出量及びごみのリサイクル率については 23 区の数値を掲載している。

生ごみ処理機助成制度

電気式家庭用生ごみ処理機の購入を対象とした助成制度。

下水道普及率

国土交通省「下水道処理人口普及率」2015年3月31日現在

行政人口のうち、下水道を利用できる地域の人口の割合。小数点以下2桁を四捨五入した値とする。「0%」は下水道事業に着手済みであるが未共用、データのない市は下水道事業に未着手であることを示す。

なお、東京 23 区については普及人口と全体人口をもとに弊社が独自に算出した数値(2015年3月31日現在)を掲載している。

[ページトップへ](#)

安心・安全

建物火災出火件数

総務省消防庁「火災年報」2013年

1月から12月までの火災報告を集計したものの建物又はその収容物が焼損した火災件数。出火者が自分で消火した場合も、事後聞知として計上されている。

建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設をいう。

刑法犯認知件数

警視庁及び各道府県警調べ。なお、一部独自調査によるデータを掲載。平成 26 年

刑法犯とは、「刑法」(道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。)、「爆発物取締罰則」、「決闘罪二関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火災びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」に規定する罪をいう。

認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数である。

なお、この件数は、原則として被疑者の行為数によって計上され、一人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の計上方法を行っている。

[ページトップへ](#)

居住・文化

公民館数

文部科学省生涯学習政策局「社会教育調査報告書」2011 年

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設。

公民館は本館と分館に分けられ、分館とは社会教育法第 21 条3項の規定により設置されたもので、市町村教育委員会が維持・管理・運営に当たっているものをいう。ここでは分館も1館として計上している。

郵便局数

郵便局株式会社ホームページより 2014 年 3 月 31 日現在

直営の郵便局(分室も含む)及び簡易郵便局の合計数。ある季節中に限って開設される定期開設局及び何らかの事情により閉鎖されている閉鎖局も含む。

百貨店・総合スーパー数

総務省統計局「平成 26 年経済センサス-基礎調査結果」を加工

衣・食・住にわたる各種の商品を小売する民営の事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいい、ここでは、このうち従業者が常時 50 人以上の事業所としている。スーパーマーケットなどもこの条件を満たしていれば、ここに含まれる。

都市公園数・都市公園総面積・1人当たりの都市公園面積

国土交通省「都市公園等現況調査」平成 26 年度末(確報値)

都市公園とは、都市公園法第 2 条第 1 項で定める都市公園を指す。

1人当たりの都市公園面積は都市公園総面積を、人口で除することにより求めた数値とする。

図書館数、分館数、移動図書館数、蔵書数、音声・映像資料

自治体または自治体の委託を請けて運営する図書館数。移動図書館、分館は含まない。また、分館数には公民館図書室などを含む。

[ページトップへ](#)

土地

土地平均価格

国土交通省「都道府県地価調査」2015年

用途別の基準地地価の平均価格であり、基準地ごとの1㎡当たりの価格の合計を当該基準地点数で除して求めたもの。

■住宅地

市街化調整区域を除く都市計画区域内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、居住用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

■商業地

市街化調整区域を除く都市計画区域内の準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、商業用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

住宅取得支援・住宅支援

自治体が独自に行う、一戸建て建設や住宅の購入時、増改築時の融資や利子補給などの支援制度。

太陽光発電補助制度

都道府県および市区が太陽光発電システム導入拡大のために設けている補助金・助成制度。「グリーンエネルギーナビ」(<http://www.green-energynavi.com/>)2016年6月調査。なお、一部独自調査によるデータを掲載。

[ページトップへ](#)

結婚・育児

結婚祝い・出産祝い

自治体が独自で行う助成・支援制度。

チャイルドシート支援制度

交通安全協会の助成制度は含まない。

保育所数・保育所定員数・保育所在籍児童数

主に幼保連携型及び保育所型の認定こども園も含めた数値を掲載している。

保育所入所待機児童数

厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」2015年

入居可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している場合や、認可保育所へ入所希望していても、自治体の単独施策(保育室や保育ママなど)によって対応している場合は、人数から除く。

なお、本年度より調査対象として、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が追加された。

[ページトップへ](#)

教育

幼稚園数(園児数)、小学校数(児童数)、公立小学校1学級当たりの平均児童数、中学校数(生徒数)、公立中学校1学級当たりの平均生徒数、高等学校数(生徒数)

文部科学省「学校基本調査」2015年

小学校数(児童数)、中学校数(生徒数)、高等学校数(生徒数)については、国立・公立・私立を含めた数値を掲載している。

なお、一部独自調査により算出したデータを掲載している。

教育用コンピュータ1台当たりの児童数・生徒数、光ファイバー回線によるインターネット接続率、30Mbps以上の回線によるインターネット接続率、デジタル教科書の整備率、電子黒板のある学校の割合

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」2015年3月1日現在

この調査は全国の公立学校を対象としている。

なお、デジタル教科書とは、学校で使用している教科書に準拠し、教員が電子黒板等を用いて、児童生徒への指導用に活用するデジタルコンテンツをいう。

公立幼稚園・小中学校の耐震化率

文部科学省「公立学校施設の耐震化状況」2015年4月1日現在

学校給食

独自調査によるデータを掲載。なお、このデータは全国の公立学校を対象としている。

[ページトップへ](#)

健康・医療

一般病院数、一般診療所数、一般病床数、歯科診療所総数

厚生労働省「医療施設調査」2014年

病院とは、医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであり、次のように分類される。

- 一般病院・療養型病床群を有する病院・・・下記以外の病院
- 精神病院・・・精神病床のみを有する病院
- 結核療養所・・・結核病床のみを有する病院

診療所とは、医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものをいう。

医師数・歯科医師数

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」2014年

医師数・歯科医師数とは、医師法及び歯科医師法に基づく医師国家試験及び歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。なお、この数は従業地別の数値である。従業地の〔複数回答〕のものを使用。

[ページトップへ](#)

高齢者福祉

介護保険料基準額(月額)

介護保険料基準額は、自治体ごとの介護保険事業計画における介護保険サービス給付費の見込に基づき算出され、条例で定められている。基準額とは段階区分の第4段階をさす。年額で出している自治体の場合はそれを12で除した額を表示。(割り切れない場合は0.1の位を切り上げ)地区によって複数の料金体系のある自治体は最も高い額を記載。

老人ホーム定員数

厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」、「介護サービス施設・事業所調査報告」2014年10月1日現在

老人福祉法に基づいて設置された老人福祉施設のうち次の施設と介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の合計値を掲載している。なお、休止中の施設は、ここには含まれない。

■養護老人ホーム…65歳以上の者で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設である。

■軽費老人ホーム…無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供やその他日常生活に必要な便宜を供与する施設である。

■有料老人ホーム…老人福祉法に基づく施設で、10人以上の老人が入所しており、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設である。

[ページトップへ](#)